

【福島県の農業者の皆様】

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました!

- 福島県では、令和5年6月1日に「福島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」を制定しました。
- 「みどり認定」は、令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」の目標達成のため、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(みどりの食料システム法)に基づき、環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を認定する制度です。
- 「土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動」、「温室効果ガスの排出量を削減する取組」、「その他農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動」のいずれか、または複数の取組について5年を目途とした計画を提出することで、認定を受けることができます。

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

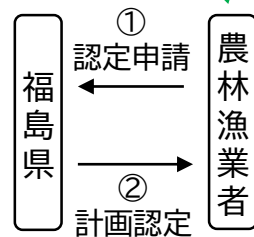
(令和5年6月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

➤ **みどりの食料システム法**は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年7月に制定・施行されました。

団体で申請することも可能です！

➤ 農林漁業者は、**環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画**を作成し、**福島県知事の認定**を受けることができます。



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

◎ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減

※福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の基準以上の実施計画が認められた場合、「エコファーマー」の名称を使用することができます。

◎ 水稲中干し期間延長、水稲秋耕の実施、保温用フィルムの多層化強制発酵等の家畜排せつ物の管理等、温室効果ガスの排出削減

◎ バイオ炭の農地施用・農業用プラスチックの排出削減 など

申請については、まずは最寄りの**農林事務所**に御相談ください！

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

➤ 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



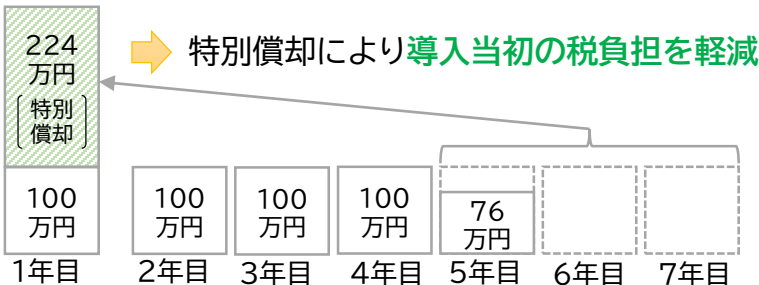
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



➡ 特別償却により**導入当初の税負担を軽減**

✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

➤ 計画認定を受けると、**各種補助事業の採択審査のポイントが加算**されます。

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



この他、日本政策金融公庫の**農業改良資金**等の貸付けを受けられます。

(福島県農林水産部環境保全農業課)

県HPはこちら